

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)  
行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の職階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	102	11.2	事務員 保育士 技術員 保健師 看護師 訓練士 社会福祉士 書記 計	58 32 5 3 1 1 1 1 1	102	11.2	事務員級
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	97	10.7	主事 保育士 技師 保健師 書記 管理栄養士 計	55 25 10 4 2 1 97	97	10.7	主事級
3級	(1)副主任及び主査の職務 (2)特に高度の知識又は経験を必要とする職務	273	30.0	主査 副主任 保育士 技能主査 給食調理員 保健師 管理栄養士 教諭 書記 看護師 訓練士 精神保健福祉士 用務員 計	122 66 25 20 15 8 4 3 3 2 2 2 1 273	273	30.0	主査級
4級	(1)係長及び主任の職務 (2)前号に準じ、市長が特に指定する者の職務	75	8.2	係長 主任 主任保育士 主任給食調理員 教諭 計	38 20 11 5 1 75	75	8.2	係長級
5級	(1)副統括の職務 (2)施設長の職務 (3)統括調整員及び統括技能員の職務 (4)前各号に準じ、市長が特に指定する者の職務	138	15.2	統括調整員 統括技能員 副統括 かしはら安心パーク長 場長 白樫児童センター長 計	90 38 7 1 1 1 138	138	15.2	統括調整員級
6級	(1)課長補佐、所長補佐、館長補佐、 室長補佐、統括及び副主幹の職務 (2)前号に準じ、市長が特に指定する者の職務	116	12.8	課長補佐 副主幹 所長補佐 館長補佐 指導主事 局長補佐 統括 計	94 7 5 3 3 2 2 116	116	12.8	課長補佐級
7級	(1)課長、所長、館長、室長及び主幹の職務 (2)前号に準じ、市長が特に指定する者の職務	71	7.8	課長 園長 主幹 所長 指導主事 館長 検査技監 計	40 10 9 8 2 1 1 71	71	7.8	課長級
8級	(1)危機管理監、部長、局長及び会計管理者並び に副室長、副部長及び副局長並びに法務専門官の 職務 (2)前号に準じ、市長が特に指定する者の職務	37	4.1	副部長 部長 局長 法務専門官 会計管理者 総務部長心得 副局長 計	18 10 4 2 1 1 1 37	37	4.1	部長級
総計		909	100.0					

特定任期付職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合				
2号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	1	14.3	自然環境研究員	1
3号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	2	28.6	統括専門官	2
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	3	42.8	生活安全監	1
				地域活性監	1
				服務倫理監	1
5号給	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合				
6号給	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	14.3	政策審議監	1
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合				
8号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合				
総計		7	100.0		